

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 規 則

ページ

- 北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則【保健福祉局健康医療部保険年金課】 3
- 北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 5

### ◇ 公 告

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】 7

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料の減免の特例を設けることにしました。

この規則は、令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期等が到来するものについて適用することにしました。

### ◇北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者に係る介護保険料の減免の特例を設けることにしました。

この規則は、令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期等が到来するものについて適用することにしました。

北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する

令和 2 年 6 月 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 4 8 号

北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市国民健康保険条例施行規則（昭和 4 3 年北九州市規則第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

付則中第 1 2 項を第 1 3 項とし、第 1 1 項を第 1 2 項とし、第 1 0 項を第 1 1 項とし、第 9 項の次に次の 1 項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免の特例）

1 0 第 1 0 条第 1 項から第 3 項までの規定にかかわらず、区長は、納付義務者の属する世帯が次の各号のいずれかに該当するときは、申請に基づき、納付すべき保険料（令和元年度分及び令和 2 年度分の保険料であって令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に納期（国民健康保険法第 7 6 条の 3 第 1 項に規定する特別徴収の方法によって保険料を徴収する場合にあつては、当該徴収する日）が到来するものに限る。）の額に、当該各号に定める割合を乗じて得た額を減免する。

（1） 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）

附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）により、その属する世帯の生計を主として維持する者（以下「主たる生計維持者」という。）が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯 1 0 0 分の 1 0 0

（2） 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれる、次のいずれにも該当する世帯 別に市長が定める割合

ア 主たる生計維持者の事業収入等のうちいずれかの収入の減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を除く。以下同じ。）が前年の当該収入の額の 1 0 分の 3 以上である世帯

イ 主たる生計維持者の前年の地方税法第 3 1 4 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに第 6 条第 1 項に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「合計所得金額」という。）が 1, 0 0 0 万円以下である世帯

ウ 減少することが見込まれる主たる生計維持者の事業収入等（収入の減

少額が前年の当該収入の額の10分の3以上であるものに限る。)に係る所得以外の前年の合計所得金額が400万円以下である世帯  
付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の付則第10項の規定は、令和2年2月1日から適用する。

北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月9日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第49号

北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則

北九州市介護保険の実施に関する規則（平成12年北九州市規則第69号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免の特例）

6 第15条第2項の規定にかかわらず、同条第1項の申請書の提出があった場合において、納付義務者の属する世帯が次の各号のいずれかに該当するときは、納付すべき保険料（令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期（法第131条に規定する特別徴収の方法によって保険料を徴収する場合にあつては、当該徴収する日）が到来するものに限る。）の額に、当該各号に定める割合を乗じて得た額を減免する。

（1） 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）により、その属する世帯の生計を主として維持する者（以下「主たる生計維持者」という。）が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯 100分の100

（2） 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれる、次のいずれにも該当する世帯 別に市長が定める割合

ア 主たる生計維持者の事業収入等のうちいずれかの収入の減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を除く。以下同じ。）が前年の当該収入の額の10分の3以上である世帯

イ 減少することが見込まれる主たる生計維持者の事業収入等（収入の減少額が前年の当該収入の額の10分の3以上であるものに限る。）に係る所得以外の前年の合計所得金額（条例第10条第6号アに規定する合計所得金額をいう。）が400万円以下である世帯

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の付則第6項の規定は、令和2年

2月1日から適用する。

北九州市公告第389号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和2年6月9日

北九州市長 北橋健治

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉南区徳吉西二丁目592番5及び592番7から592番17まで	北九州市小倉南区朽網東六丁目36番2号 株式会社モコホーム 代表取締役 野中展幸